

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
訓 令	
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課）	1
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	1
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	2
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	2
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	2
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	3
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課）	3
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	4
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（建設管理課）	4
○不動産特定共同事業者名簿等閲覧所及び閲覧規則……………（建築指導課）	4
公 表	
○北海道財政状況（第140号）の公表……………（財政課）	5
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	5
道労働委員会告示	
○北海道労働委員会あっせん員候補者……………	5

訓 令
北海道訓令第8号
本 庁 出 先 機 関
北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成29年12月1日 北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令 北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。 別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第22項各号中「立入検査をさせる」を「事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる」に改め、同表の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第5項中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号から第25号までを2号ずつ繰り上げ、同事項第14項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、第23号を削り、第24号を第22号とし、同号の次に次の2号を加える。 23 第87条の3の規定に基づき、申請によらない道営土地改良事業計画を定めること。 24 第87条の4の規定に基づき、緊急耐震工事計画を定めること。 別表第4の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第14項第25号を削り、同項第26号中「第88条第1項」を「第87条の5第1項」に改め、同号を同項第25号とし、同項中第27号を第26号とし、第28号から第31号までを1号ずつ繰り上げ、第32号を削り、第33号を第31号とし、第34号から第52号までを2号ずつ繰り上げ、第53号を削り、第54号を第51号とし、同項第55号中「交換分合計画に対する審査の申立てについての裁決又は」を削り、同号を同項第52号とし、同項中第56号を第53号とし、第57号を削り、第58号を第54号とし、第59号から第61号までを4号ずつ繰り上げ、同項第62号中「第113条の2第2項」を「第113条の3第2項」に改め、同号を同項第58号とし、同項第63号中「第113条の2第3項」を「第113条の3第3項」に改め、同号を同項第59号とし、同項第64号中「第113条の3」を「第113条の4」に改め、同号を同項第60号とし、同項中第65号を第61号とし、第66号から第70号までを4号ずつ繰り上げる。 別表第5の3の事項第22号中「第58条の10第1項」を「第58条の11第1項」に改め、同事項第23号中「第58条の10第2項」を「第58条の11第2項」に改め、同事項第24号中「第58条の10第3項」を「第58条の11第3項」に改め、同事項第25号中「第58条の10第4項」を「第58条の11第4項」に改め、同事項第26号中「第58条の11」を「第58条の12」に改め、同事項第27号中「第58条の12」を「第58条の13」に改める。 附 則 この訓令は、平成29年12月1日から施行する。

告 示
北海道告示第668号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、乙部土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。 平成29年12月1日

				北海道知事 高 橋 はるみ		村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名 住 所	ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。			
就 任	平成29. 8. 8	理 事	大 川 勲	(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。			
同	同	同	由 利 慎 司	（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局			
同	同	同	原 田 甚 一	産業振興部林務課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）			
同	同	同	大 橋 裕 樹				
同	同	同	奥 村 幸 広				
同	同	同	小 林 英 憲				
同	同	監 事	永 渕 稔 雄				
同	同	同	大 川 勲				
退 任	平成29. 8. 7	理 事	由 利 慎 司				
同	同	同	原 田 甚 一				
同	同	同	大 橋 裕 樹				
同	同	同	幸 田 輝 雄				
同	同	同	小 林 英 憲				
同	同	監 事	奥 村 幸 広				
同	同	同					
				北海道告示第669号		北海道告示第671号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成29年11月20日、共				森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指		定を解除する。	
和土地改良区の定款の変更を認可した。				平成29年12月1日		平成29年12月1日	
平成29年12月1日				北海道知事 高 橋 はるみ		北海道知事 高 橋 はるみ	
				北海道告示第670号		1 解除に係る保安林の所在場所	
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指				定する予定である。		上川郡新得町字上佐幌784の2（次の図に示す部分に	
平成29年12月1日				平成29年12月1日		限る。）	
				北海道知事 高 橋 はるみ		2 保安林として指定された目的	
						風害の防備	
						3 解 除 の 理 由	
						農道用地とするため	
						（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び新得町	
						役場に備え置いて縦覧に供する。）	
				北海道告示第672号			
				農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法		農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法	
						（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があっ	
						た。	
				平成29年12月1日		平成29年12月1日	
				北海道知事 高 橋 はるみ		北海道知事 高 橋 はるみ	
						1(1) 指定施業要件変更予定保安林	
						芦別市（次の図に示す部分に限る。）	
						の所在場所	
						(2) 保安林として指定された目的	
						水源の ^{かん} 涵養	
						(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件	
						ア 立 木 の 伐 採 の 方 法	
						(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。	
						(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市	
						町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
						(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
						イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	
						次のとおりとする。	
						2(1) 指定施業要件変更予定保安林	
						芦別市（次の図に示す部分に限る。）	

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

芦別市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、芦別市・奥尻郡奥尻町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の方法 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに芦別市役所及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第673号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を豊浦町役場の掲示場に掲示した。

平成29年12月1日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 通知の内容 平成29年北海道告示第617号

(2) 所在が不明な者 南川 武美、南川 賢二、南川 みね子

2(1) 通知の内容 平成29年北海道告示第626号

(2) 所在が不明な者 宮下 政美、大良 重雄、外山 武雄、外崎 英人

北海道告示第674号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年12月1日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
道道 べべルイ中富良野停車場線 空知郡中富良野町字富良野原野1209番11地先から 平成29.12. 1
同郡中富良野町字富良野原野9294番2地先まで

北海道告示第675号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年12月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
フモンケ右沢（Ⅱ－31－0220）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡安平町早来富岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
富岡東の沢（Ⅲ－31－027）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡安平町早来富岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
キタノ沢川（Ⅲ－31－030）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡安平町早来富岡、早来北町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第676号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年12月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
早来北町（Ⅰ－3－10－1650）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡安平町早来北町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
富岡の沢（Ⅲ－31－028）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡安平町早来富岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第677号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年12月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
入札契約総合管理システム機器の賃貸借 一式
- (1) サーバ 22台
- (2) パーソナルコンピュータ 58台
- (3) プリンタ 28台
- (4) 通信機器 一式

- 2 落札を決定した日
平成29年11月8日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社H B A
(2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 4 落札金額
1,512,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成29年9月26日付け北海道告示第565号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道建設部建設政策局建設管理課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第678号

不動産特定共同事業法施行規則（平成7年大蔵省・建設省令第2号）第19条第3項及び第69条第4項の規定により、不動産特定共同事業者名簿等閲覧所及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所並びにこれらの閲覧所の閲覧規則を次のとおり定める。

平成29年12月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 不動産特定共同事業者名簿等閲覧所及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所（以下「閲覧所」という。）の場所
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部住宅局建築指導課内
- 2 閲覧規則
(1) 閲覧時間
閲覧所における不動産特定共同事業法第13条に規定する不動産特定共同事業者名簿等及び第49条に規定する小規模不動産特定共同事業者登録簿等（以下これらを「名簿等」という。）の閲覧時間は、休日（北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）を除き、午前9時から午後5時30分までとする。
- (2) 閲覧手続
名簿等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備付の閲覧票に所定の事項を記入し、名簿等を借り受け、閲覧し終わったときは、これを返納しなければならない。
- (3) 閲覧心得

ア 名簿等は、閲覧所以外に持ち出すことができない。 イ 名簿等は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。 (4) 閲覧の中止及び禁止 閲覧心得に違反し、又は係員の指示に従わず、その他これらに類する行為があったときは、閲覧を中止させ、又は禁止することがある。 (5) 費用の弁償 借覧中の名簿等を破損し、汚損し、又は亡失した者に対しては、これを補正し、又は作成するために必要な費用の代償を命ずることがある。		北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和																					
公 表		1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 6台分 一式 2 落札を決定した日 平成29年11月20日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 大丸株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地 4 落札金額 11,556円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成29年10月13日付け北海道渡島総合振興局告示第126号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号																					
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成28年度決算の状況並びに平成29年4月1日から平成29年9月30日までの期間における北海道の財政運営の状況及び公営企業の業務の状況を別冊のとおり公表する。 その別冊は、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の閲覧に供する。 平成29年12月1日 北海道知事 高 橋 はるみ		道 労 働 委 員 会 告 示																					
総合振興局告示及び振興局告示		北海道労働委員会告示第2号 労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条の規定により、北海道労働委員会あっせん員候補者を次のとおり公示する。 平成29年12月1日 北海道労働委員会会長 浅 水 正																					
北海道渡島総合振興局告示第146号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年12月1日		<table><tr><th>氏 名</th><th>現 職</th><th>経 歴</th><th>委 嘱 年 月 日</th></tr><tr><td>あさみず ただし 浅 水 正</td><td>北海道労働委員会第42期会長 弁 護 士</td><td>札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第37～40期公益委員、第41期会長代理</td><td>平成28.12.1</td></tr><tr><td>かとうともゆき 加 藤 智 章</td><td>北海道労働委員会第42期会長代理 北海道大学大学院法学研究科教授</td><td>新潟大学法学部教授 北海道労働委員会第38～41期公益委員</td><td>同</td></tr><tr><td>やしろ まゆみ 八 代 眞由美</td><td>北海道労働委員会第42期公益委員 弁 護 士</td><td>北海道紛争調整委員会委員</td><td>同</td></tr><tr><td>やましたりゅういち 山 下 竜 一</td><td>北海道労働委員会第42期公益委員 北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授</td><td>大阪府立大学経済学部助教授 北海道労働委員会第40～41期公益委員</td><td>同</td></tr></table>		氏 名	現 職	経 歴	委 嘱 年 月 日	あさみず ただし 浅 水 正	北海道労働委員会第42期会長 弁 護 士	札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第37～40期公益委員、第41期会長代理	平成28.12.1	かとうともゆき 加 藤 智 章	北海道労働委員会第42期会長代理 北海道大学大学院法学研究科教授	新潟大学法学部教授 北海道労働委員会第38～41期公益委員	同	やしろ まゆみ 八 代 眞由美	北海道労働委員会第42期公益委員 弁 護 士	北海道紛争調整委員会委員	同	やましたりゅういち 山 下 竜 一	北海道労働委員会第42期公益委員 北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授	大阪府立大学経済学部助教授 北海道労働委員会第40～41期公益委員	同
氏 名	現 職	経 歴	委 嘱 年 月 日																				
あさみず ただし 浅 水 正	北海道労働委員会第42期会長 弁 護 士	札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第37～40期公益委員、第41期会長代理	平成28.12.1																				
かとうともゆき 加 藤 智 章	北海道労働委員会第42期会長代理 北海道大学大学院法学研究科教授	新潟大学法学部教授 北海道労働委員会第38～41期公益委員	同																				
やしろ まゆみ 八 代 眞由美	北海道労働委員会第42期公益委員 弁 護 士	北海道紛争調整委員会委員	同																				
やましたりゅういち 山 下 竜 一	北海道労働委員会第42期公益委員 北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授	大阪府立大学経済学部助教授 北海道労働委員会第40～41期公益委員	同																				

やましたふみ お 山 下 史 生	北海道労働委員会第42期公益委員 弁 護 士	札幌弁護士会照会申出審査委員会委員長 北海道労働委員会第41期公益委員	同
あさくら やすし 朝 倉 靖	北海道労働委員会第42期公益委員 弁 護 士	札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第40～41期公益委員	同
くにたけひで お 國 武 英 生	北海道労働委員会第42期公益委員 小樽商科大学商学部企業法学科教授	北九州市立大学法学部准教授 北海道労働委員会第40～41期公益委員	同
さとうやすみつ 佐 藤 泰 光	北海道労働委員会第42期労働者委員 全日本運輸産業労働組合連合会北海道地方連合会特別執行委員	日本労働組合総連合会北海道連合会副会長 北海道労働委員会第38～41期労働者委員	同
ば ば おさむ 馬 場 修	北海道労働委員会第42期労働者委員 日本労働組合総連合会北海道連合会組織労働局次長	自治労全北海道庁労働組合政策情報室事務局長 北海道労働委員会第41期労働者委員	同
おぐろしゅうじ 小 黒 修 司	北海道労働委員会第42期労働者委員 日本労働組合総連合会北海道連合会上川地域協議会特別執行委員	日本労働組合総連合会北海道連合会上川地域協議会会長 北海道労働委員会第38～41期労働者委員	同
さか い まさし 坂 井 正	北海道労働委員会第42期労働者委員 札幌トヨタ自動車労働組合顧問	全トヨタ販売労働組合本部副事務局長 北海道労働委員会第41期労働者委員	同
まつ だ とも こ 松 田 朋 子	北海道労働委員会第42期労働者委員 元 日本労働組合総連合会北海道連合会女性委員会委員長	北海道労働審議会委員 北海道労働委員会第41期労働者委員	同
あかさかまさのぶ 赤 坂 正 信	北海道労働委員会第42期労働者委員 北海道労働組合総連合副議長	法務省人権擁護委員	同
さとうしょういち 佐 藤 昌 一	北海道労働委員会第42期労働者委員 U Aゼンセン北海道支部支部長	U Aゼンセン兵庫県支部支部長 北海道労働委員会第41期労働者委員	同
じん しゅうじ 神 秀 治	北海道労働委員会第42期使用者委員 北海道経済連合会参事	北海道経営者協会常務理事 北海道労働委員会第40～41期使用者委員	同
つち や よしつぐ 土 屋 善 嗣	北海道労働委員会第42期使用者委員 つちや人事労政事務所所長	財団法人産業雇用安定センター人材育成支援コーディネーター 北海道労働委員会第39～41期使用者委員	同
えんどう よしみ 遠 藤 芳 美	北海道労働委員会第42期使用者委員 日本通運株式会社参与	蔦井倉庫株式会社代表取締役社長	同
まつ だ たかし 松 田 隆	北海道労働委員会第42期使用者委員 松田隆特定社会保険労務士・行政書士事務所所長	株式会社北海道ヒューマン・パワーズ代表取締役	同
や の かずひで 矢 野 一 英	北海道労働委員会第42期使用者委員 函館経営者協会参与	函館商工会議所事務局長	同
おぬまてるあき 小 沼 輝 明	北海道労働委員会第42期使用者委員 北電興業株式会社常務取締役	北海道電力株式会社人事労務部部长 北海道労働委員会第38～41期使用者委員	同
あさくら ゆきこ 朝 倉 由紀子	北海道労働委員会第42期使用者委員 S O C株式会社代表取締役社長	S O C株式会社人事管理本部ニュービジネス本部取締役 北海道労働委員会第41期使用者委員	同
なかがわ じゅんじ 中 川 淳 二	北海道労働委員会事務局長	空知総合振興局副局長	平成29. 4. 14
かぶとや しゅんじ 甲 谷 俊 二	北海道労働委員会事務局総務審査課長	経済部産業振興局産業振興課基盤調整担当課長	平成28. 4. 8

きた 北	としふみ 敏 文	北海道労働委員会事務局調整課長	北海道博物館総務部長兼総務部主幹	平成29. 4.14
---------	-------------	-----------------	------------------	------------